

令和6年度介護職員処遇改善加算計画

(株)ハンディ介護センター

期間：令和6年4月から令和6年5月まで（処遇加算）

令和6年6月から令和7年3月まで（新加算）

加算の見込額：203,744円 / 賃金改善の見込額：220,000円

賃金改善を行う給与の種類

1・基本給 2・処遇改善手当 3・賞与（処遇改善加算）

取組内容

○基本給の引き上げ（引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人毎に決定）非常勤の社員（パート・登録ヘルパー）には基本給（時給）単価を一律、10円（障害福祉サービス処遇改善加算での改善額分との合計額で50円）加算して支給する。

○処遇改善手当（引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人毎に決定）常勤社員には、処遇改善手当を全員に各1千円から6千円ずつ加算して支給する。

○賞与（支給額は経験、技能、勤務成績等を考慮して各人毎に決定）

年2回（6月30日と12月1日に「処遇改善加算」として支給）常勤社員には1万円から5万円を支給する。

非常勤の社員（パート・登録ヘルパー）には、各人の前3ヶ月の勤務実績に応じて計算した金額（但し、障害福祉サービス処遇改善加算での改善額分との合計額）を支給する。

より上位の区分の加算を取得した際に増額した分を含みます。

キャリアパス要件（任用要件・賃金体系の整備等）

イ・福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。

ロ・イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

ハ・イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。

キャリアパス要件（研修の実施等）

福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標資格取得のための支援として介護福祉士資格取得のために、勤務時間の短縮や変更、勉強会等の援助を行う。

職場環境の改善

事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備に努める。

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善に努める。